

1 南甘漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第七条の変更（遊漁料の額の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

障害者割引を新設する。

イ 変更理由

障害者の経済的負担を軽減するため。



遊漁規則変更認可申請書

令和 3 年 2 月 6 日

群馬県知事 山本 一太 様

群馬県多野郡神流町大字万場 90-6

南甘漁業協同組合

代表理事組合長 新井 雄二 印



平成 29 年 2 月 17 日付群馬県指令蚕園第 201-3 号によって許可された共第 6 号に係る
第 5 種共同漁業権遊漁規則を変更したいから、認可してください。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規則変更に係わる総会の議事録の謄本



遊漁規則変更理由書

1. 第七条（遊漁料の額及び納付の方法）

障害をお持ちの方の経済的負担の軽減を目的として障害者割引を新設したい。

全漁年券： 10, 500 円 → 8, 500 円 (2, 000 円割引)

雑漁年券： 6, 000 円 → 4, 000 円 (2, 000 円割引)

「南甘漁業協同組合遊漁規則」 新旧対照表

		現行		改正後	
(遊漁料の額及び納付の方法)		(遊漁料の額及び納付の方法)			
第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。				第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。	
遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料	遊漁対象水産動物	漁具・漁法
全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 やす	1日	2,500円	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 やす
アユを除く魚種	徒手採捕 手竿	1年	10,500円	アユを除く魚種	徒手採捕 手竿

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかるわらび次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手竿	1年	300円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかるわらび次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手竿	1年	300円
<u>障害者手帳 を有する者</u>	<u>全魚種</u> <u>アユを除く魚種</u>	<u>徒手採捕 手釣・竿釣 やす</u> <u>徒手採捕 手竿</u>	<u>1年</u>	<u>前項の規定より2,000円を 減じた額</u>

2 上野村漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第五条の変更（禁止区域の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

禁漁区を変更する。

イ 変更理由

住居附沢第1号堰堤上流から第3号堰堤までの間は、平成23年3月以降、増殖保護のために禁漁区としてきましたが、禁漁区を設定して以来10年が経過したことから、禁漁区を解除し、釣りに供して資源量を確認するため。

(2) 第五条第2項の変更（禁止区域の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

禁止区域及び禁止期間を新たに設定する。

イ 変更理由

禁止区域と禁止期間を新たに設定することで水産資源（ヤマメ及びイワナ）の高度利用を図り、釣り人のニーズに応えるため。

田



遊漁規則認可 申請書

令和 3年 2月 8日

群馬県知事 山本 一太 様

多野郡上野村大字檜原316
同村野群
上野村漁業協同組合
代表理事組合長 松元 春吉
農場野多

令和2年2月10日 群馬県指令蚕園第201-2号で許可された、上野村漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可をお願い致します。

記

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 遊漁規則新旧対照表
- 3 総会の議事録謄本



上野村漁業協同組合 遊漁規則変更 理由書

第5条（禁止区域等）

住居附沢第1号堰堤上流から第3号堰堤までの間は、平成23年3月以降、増殖保護のために禁漁区としてきたが、禁漁区を設定して以来10年が経過したことから、禁漁区を解除し、釣りに供して資源量を確認したい。

第5条2項

坂下堰堤、黒川堰堤より下流、弁天橋上流の組合指定地点までの間は、9月21日から5月末日までの期間において第8条及び第8条の3に基づいて「特設釣り場（キャッチ アンド リリース（C&R）区間」として利用している。具体的には、9月21日から2月末日までの組合が定める期間については、主にニジマス（ハコスチ）を対象としてた冬期釣り場とし、3月1日から5月末日までの組合が定める期間については、主にヤマメ及びイワナを対象とした春期釣り場として利用している。その後、6月1日以降は、アユ、ヤマメ及びイワナの釣り場として利用している。

今後、本区間については6月1日から9月20日までの期間を禁漁にすることで資源量を維持し、水産資源（ヤマメ及びイワナ）の高度利用を図り、釣り人のニーズに応えるために、C&R区間として利用する。なお、アユについては、これまでと同様に友釣りのみを可能とし、釣獲魚の持ち帰りを可能とする。

上野村漁業協同組合 遊漁規則 一部改正新旧対照条文

改 正 後	現 行		
(禁止区域等)	(禁止区域等)		
区 域	期 間	区 域	期 間
第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右 欄の期間中、遊漁をしてはならない。	第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右 欄の期間中、遊漁をしてはならない。		
東京電力の神流川発電所下部ダム洪水吐減勢工から下部ダム水廻し水路取水ダム（下部ダム調整池内の全域）	東京電力の神流川発電所下部ダム洪水吐減勢工から下部ダム水廻し水路取水ダム（下部ダム調整池内の全域）		
上野村大字川和瀧の沢の全区域	上野村大字川和瀧の沢の全区域		
スゲノ沢駐車場から上流の御巣鷹の尾根に至る支流	スゲノ沢駐車場から上流の御巣鷹の尾根に至る支流		
住居附沢川 ・ 神流川合流点から第1堰堤まで ・ 鏡の沢全区域 ・ 住居附沢砂防ダムから上流	住居附沢川 ・ 神流川合流点から第3堰堤まで ・ 鏡の沢全区域 ・ 住居附沢砂防ダムから上流		
やまびこ荘付近指定区域のみぜ堰堤(塩ノ沢第1号堰堤)から大橋橋までの塩ノ沢野栗沢支流の所の沢全区域	やまびこ荘付近指定区域のみぜ堰堤(塩ノ沢第1号堰堤)から大橋橋までの塩ノ沢野栗沢支流の所の沢全区域		
各堰堤魚道内全域	各堰堤魚道内全域		
上野村大字新羽蛇木堰堤上流	上野村大字新羽蛇木堰堤上流		
1月1日から12月31日まで。ただし、カジカに限る	1月1日から12月31日まで。ただし、カジカに限る		
(略)	(略)		

	改 正 後	現 行
(禁止区域等)	(略)	(禁止区域等)
第五条	(略)	第五条
	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず次表の左欄に掲げる区域についてはアユを除く魚種について右欄の期間中遊漁をしてはならない。 ただし、第二条に定める遊漁の承認を受けた者が当該区域において組合が別に定める方法により再放流を前提に採捕する場合はこの限りでない。	2 前項の規定にかかわらず次表の左欄に掲げる区域についてはアユを除く魚種について右欄の期間中遊漁をしてはならない。 ただし、第二条に定める遊漁の承認を受けた者が当該区域において組合が別に定める方法により再放流を前提に採捕する場合はこの限りでない。
区 域	期 間

・川和橋上流から乙母橋下流までの神流川	1月1日から12月31日まで
・向屋地先の組合指定ヶ所から蛇木堀堤までの神流川	1月1日から12月31日まで
・要橋下流端から神流川本流までの野栗沢川	

・坂下堀堤、黒川堀堤より下流までの間	6月1日から9月20日まで
--------------------	---------------

3 組合が別に定める方法は組合の掲示場に掲示する他、組合広報等に掲載して周知するものとする。	3 組合が別に定める方法は組合の掲示場に掲示する他、組合広報等に掲載して周知するものとする。
--	--

【参考：上野村漁業協同組合遊漁規則第八条】

(特設釣り場)

第八条 組合は9月21日から2月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にニジマスの放流を行うものとする。

区 域	坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合指定地点までの間
-----	---------------------------------

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。ただし、ルアー・フライ釣りで採捕したニジマスを再放流する場合は、再放流金額欄とする。

漁 法	区 分	料 金		現場加算	魚 種
		餌 釣	再 放 流		
竿釣り (1人につき1本)	小学生	5 0 0 円	無料	0 円	ニジマス
	中学生	1 , 5 0 0 円	3 0 0 円		
	日券(女性)	2 , 5 0 0 円	1 , 5 0 0 円		
	上野村漁協が発行する期間1年の遊漁証保有者	2 , 5 0 0 円	1 , 5 0 0 円		
	女性(女性)	2 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円		
	上記以外の者	3 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円		

3 第1項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、1日20尾を超えてニジマスを採捕してはならない。

4 前各号の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の二 組合は3月1日から9月20日までの期間内において、次の区間を特設釣り場とする。

区 域	・東京電力の神流川発電所下部ダム減勢工から大神楽橋までの神流川及びその支流 ・中ノ沢第1号堰堤・日向沢第1号コンクリート堰堤から中ノ沢第1堰堤までの支流
-----	---

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、第7条各項の規定にかかわらず次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	入漁時間	区 分	料 金	現場加算	魚 種
毛ぼり釣り フライ釣り	午前 9 時から 午後 5 時まで	小学生以下	無 料	0 円	ヤマメ サクラマス イワナ
		中学生	3 0 0 円		
		日券 (女性)	3 , 0 0 0 円		
		上野村漁協が 発行する期間 1 年の遊漁証 保有者	2 , 5 0 0 円		
		同上 (女性)	2 , 0 0 0 円		
		上記以外の者	3 , 5 0 0 円		

3 第 1 項の区域において、遊漁をする場合には組合が別に定める方法により再放流しなければならない。

第八条の三 組合は 3 月 1 日から 5 月末日までの期間内において組合が定める期間、次の区間を特設釣場とする。

区 域	坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合指定地点 までの間
-----	-------------------------------------

2 前項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、第七条各項の規定にかかわらず次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	入漁時間	区 分	料 金	現場加算	魚 種
毛ぼり釣り フライ釣り ルアーフ釣り	午前 9 時から 午後 5 時まで	小学生以下	無 料	0 円	ヤマメ サクラマス イワナ
		中学生	3 0 0 円		
		日券 (女性)	3 , 0 0 0 円		
		上野村漁協が 発行する期間 1 年の遊漁証 保有者	2 , 5 0 0 円		
		同上 (女性)	2 , 0 0 0 円		
		上記以外の者	3 , 5 0 0 円		

3 第 1 項の区域において、遊漁をする場合には組合が別に定める方法により再放流しなければならない。

「坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合指定場所までの間」の状況

	9/21～	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	～9/20
現状	第八条・特設釣り場（ニジマスを対象）						第八条の三・特設釣り場 (ヤマメとイワナを対象)						通常の釣り場
変更案		第八条・特設釣り場（ニジマスを対象）					第八条の三・特設釣り場 (ヤマメとイワナを対象)						第五条第2項・禁漁区(アユを除く)に設定 (C&R区間にすることで、主にヤマメと イワナの高度利用を図る)